

「みやぎ被災者生活支援ガイドブック(令和2年1月改訂)」の修正点等について(令和2年7月10日現在)

ページ	支援制度・支援策名	旧(更新前)	新(更新後)
10	1-9 児童扶養手当	<p>手当月額(平成31年4月から) 児童1人の場合(月額) 全部支給:42,910円 一部支給:10,120円から42,900円まで</p> <p>児童2人目の場合(月額) 全部支給:10,140円 一部支給:5,070円から10,130円まで</p> <p>児童3人目以降の加算額 全額支給:6,080円 一部支給:3,040円から6,070円まで</p>	<p>手当月額(令和2年4月から) 児童1人の場合(月額) 全部支給:<u>43,160円</u> 一部支給:<u>10,180円</u>から<u>43,150円</u>まで</p> <p>児童2人目の場合(月額) 全部支給:<u>10,190円</u> 一部支給:<u>5,100円</u>から<u>10,180円</u>まで</p> <p>児童3人目以降の加算額 全額支給:<u>6,110円</u> 一部支給:<u>3,060円</u>から<u>6,100円</u>まで</p>
10	1-9-1 ひとり親世帯臨時特別給付金	(項目追加)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、こうした世帯の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付を支給します。</p> <p><対象者> 【児童扶養手当受給者世帯等への給付】 ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者 ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者 【収入が減少した児童扶養手当受給者世帯等への給付】 上記①・②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった者</p> <p><給付額> 【児童扶養手当受給者世帯等への給付】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円 【収入が減少した児童扶養手当受給者世帯等への給付】 1世帯5万円</p> <p><お問い合わせ先> 各市区町村児童福祉担当課など P81参照 宮城県子ども・家庭支援課助成支援班 022-211-2532 ※宮城県外にお住まいの場合は、お住まいの市区町村へお問い合わせ下さい。</p>
11	1-10 特別児童扶養手当	<p>手当月額(平成31年4月から) 1級 月額 52,200円 2級 月額 34,770円</p>	<p>手当月額(令和2年4月から) 1級 月額 <u>52,500円</u> 2級 月額 <u>34,970円</u></p>
11	1-11 児童手当	手当月額(平成31年4月現在)	手当月額(令和2年4月現在)
12	1-12 震災遺児・孤児向けの奨学金など	<p>お問い合わせ先 未就学児 宮城県子ども・家庭支援課 022-211-2633 小学生から大学生等 宮城県教育庁総務課 022-211-3613</p>	<p>お問い合わせ先 宮城県教育庁総務課 022-211-3613</p>

ページ	支援制度・支援策名	旧（更新前）	新（更新後）
12	1-12 震災遺児・孤児向けの奨学金など	お問い合わせ先 未就学児 宮城県子ども・家庭支援課 022-211-2633 小学生から大学生等 宮城県教育庁総務課 022-211-3613	お問い合わせ先 宮城県教育庁総務課 022-211-3613
19	2-1 仮設住宅供与期間	<p>応急仮設住宅(プレハブ仮設・民間賃貸借上住宅)の供与期間については、災害公営住宅等の恒久住宅の整備状況を踏まえ、下記市町で被災された方の供与期間について、さらに1年間延長し、10年間としました。</p> <p>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅(アパート、借家等)に入居している場合は、貸主、借主(宮城県)及び入居者の3者の間で、新たな契約を締結する必要があります。現在の契約期間の終期に合わせて、順次、宮城県からご案内します。また、プレハブ仮設住宅の契約については自動更新としておりますので、手続きは原則不要です。</p> <p>【供与期間を9年間で終了するが、特定の方※のみ供与期間を10年間(最長令和3年3月31日まで)に延長する市町:5市町】石巻市, 気仙沼市, 名取市, 東松島市, 女川町 ※「特定の方」とは、上記5市町で被災し、応急仮設住宅を供与されており、かつ下記の要件を満たす方が対象となります。＜要件＞ 災害公営住宅への入居や防災集団移転など、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期などの関係から現在決められている入居期間内に応急仮設住宅を退去できない方</p> <p>(参考) 石巻市, 気仙沼市, 名取市, 東松島市, 女川町以外の市町村は、8年までに供与終了しています。</p>	(項目削除)
19	2-2 仮設住宅から恒久住宅への転居支援	2-2 仮設住宅から恒久住宅への転居支援	(項目削除)
21	2-5 公営住宅	お問い合わせ先 ※各市町村における(略)に掲載しています。	お問い合わせ先 ※各市町村における(略)に掲載しています。
22	2-7 住宅再建支援(二重ローン対策)	○補助・申請期間 補助事業の期間は令和2年度末(予定)までです。 ※毎年度、予算の成立をもって補助することになります。	○受付期間 令和3年3月31日まで
23	2-8 防災集団移転	被災地域において住民の住居に <u>適当でない</u> 区域	被災地域において住民の住居に <u>適当でない</u> 区域
23	2-8 防災集団移転	上限 731.8万円 住宅建設(購入)…上限465万円/戸 土地購入…上限206万円/戸 住宅用地造成… <u>上限60.8万円/戸</u>	上限 421万円 住宅建設(購入)…上限 325万円 土地購入…上限 96万円
25	2-12 新築住宅支援(県産材利用エコ住宅普及促進事業)	東日本大震災	特定災害(東日本大震災及び令和元年東日本台風)
25	2-12 新築住宅支援(県産材利用エコ住宅普及促進事業)	②令和2年3月31日までに主要構造部材の施行が終わること。	②令和3年3月31日までに主要構造部材の施行が完了すること。
25	2-12 新築住宅支援(県産材利用エコ住宅普及促進事業)	令和元年は先着順で募集を行っています。(募集件数600件)	令和2年は先着順で募集を行っています。(募集件数550件)

ページ	支援制度・支援策名	旧（更新前）	新（更新後）
27	3-1 宮城県事業復興型雇用創出助成金	東日本大震災発生時、宮城県内に居住していた方などで、採用選考時に失業状態であった方を、県内沿岸部に所在する事業所で雇い入れた中小企業者等（農事組合法人、NPO 法人、個人事業主等を含む）に対し、一定の要件の下、産業政策と一体となった雇用面での助成を行うことにより、安定的な雇用の創出を支援しています。 詳細については、県雇用対策課のホームページを御覧ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html お問い合わせ先 宮城県雇用対策課雇用創出支援班 022-797-4661	東日本大震災発生時、宮城県内に居住していた方などで、採用選考時に失業状態であった方を、 <u>グループ補助金等の復興に向けた産業政策に基づく支援事業を実施した</u> 県内沿岸部に所在する事業所で雇い入れた中小企業者等（農事組合法人、NPO 法人、個人事業主等を含む）に対し、一定の要件の下、安定的な雇用の創出を支援しています。 詳細については、県雇用対策課のホームページを御覧ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html お問い合わせ先 宮城県雇用対策課雇用創出支援班 022-797-4661
28	3-3仕事探し・就職に向けた各種支援 3-3-1就職支援機関	若年求職者対象 ※15歳からおおむね44歳以下の方	若年求職者対象 ※15歳から概ね50歳までの方
28	3-3仕事探し・就職に向けた各種支援 3-3-1就職支援機関	若年無業者（ニート）対象 ※15歳から39歳以下の方またはその家族	若年無業者（ニート）、若年無業者等及び40歳代無業者対象 ※15歳から49歳以下の方またはその家族
28	3-3仕事探し・就職に向けた各種支援 3-3-1就職支援機関	キャリアコンサルティングや就職支援セミナー、就業体験や職業紹介まで、若者の仕事探しをワンストップで支援しています。仙台駅前に常設しているほか、県内各地域（県南、県北、石巻、気仙沼）で出前ジョブカフェを実施しています。	仙台駅前に常設し、キャリアコンサルティングや就職支援セミナー、就業体験や職業紹介まで、若者の仕事探しをワンストップで支援しています。
29	3-3-2 就職面接会の開催	3-3-2 就職面接会の開催 ■一般求職者対象 ■大学生・高校生対象	（項目削除） ※被災者支援の目的はないため。
29	3-3-1 沿岸地域求職者等対象	沿岸地域求職者等を対象に、就職支援セミナーやキャリアカウンセリング、企業情報提供を行うとともに、求職者の希望に応じた職業紹介を行います。	<u>沿岸地域において、就職・転職を希望する方を対象としたキャリアコンサルティングやセミナーなどの就職支援に加えて、沿岸地域の企業の人材確保を図るため、求人情報（しごとかわら版）の作成や職場見学会、合同企業説明会によるマッチングの支援を行っています。</u>
32	4-1-4 薬について知りたい	13時から16時まで ※直接相談窓口に出向くか、電話又はファクシミリで相談してください。	13時から16時まで（※下線不要） ※直接相談窓口に出向くか、電話で相談してください。
33	4-1-6 女性医師による女性の健康相談を受けるには	相談会場等 （1）仙台市内にお住まいの方や仙台市内に通勤・通学をされている方 会 場：エルソーラ仙台（仙台市青葉区中央1丁目3-1） 相談時間：毎週土曜日の14時から17時まで 予約制、託児有り、相談・予約電話ともに祝日・年末年始を除く 予約電話：090-7075-2525 宮城県女医会女性の健康相談室 月曜日から金曜日の9時から17時まで	相談会場等 （1）仙台市内にお住まいの方や仙台市内に通勤・通学をされている方 会 場：エル・ソーラ仙台（仙台市青葉区中央1丁目3-1 <u>AER28階</u> ） <u>面接相談：土曜日（月2回開催。開催日はお問い合わせください。）</u> 14時から17時まで 予約制、 <u>託児有り</u> 予約電話：090-7075-2525 宮城県女医会女性の健康相談室 月曜日から金曜日の9時から17時まで（ <u>祝日・年末年始を除く</u> ）
35	4-1-9 避難先で特定健康診査・後期高齢者健診を受けたいとき	4-1-10 避難先で特定健康診査・後期高齢者健診を受けたいとき	項目削除
36	4-2-1 心の相談	精神保健福祉センターで行う相談 精神保健福祉センターでは、精神保健福祉に関する総合的な技術中核機関として保健所と同様の相談と診療を行っています。心の健康に関するあらゆる相談を受けるための専用電話と専門の相談員が配置されています。	精神保健福祉センターで行う相談 ●精神保健福祉センターでは、 <u>精神保健福祉全般の相談を行っているほか、精神保健福祉に関する総合的な技術中核機関として、必要に応じて地域の関係機関と連携した対応を行っています。</u> ● <u>心の健康に関する相談を受けるための専用電話と相談員を配置しています。</u>
37	4-2-2 自死に関する相談	自死を考えている人、自死遺族の方等を対象に、電話や来所による相談を自死対策推進センター等で行っています。	自死を <u>考えるほどつらい気持ちを抱えている方</u> 、自死遺族の方等を対象に、電話や来所による相談を自死対策推進センター等で行っています。

ページ	支援制度・支援策名	旧（更新前）	新（更新後）
37	4-2-2 自死に関する相談	宮城県自死対策推進センター(愛称:みやぎほっとするセンター)	宮城県自死対策推進センター(愛称:みやぎほっとするセンター)
37	4-2-3 薬物乱用に関する相談	(1)宮城県精神保健福祉センター 0229-23-0302	(1)宮城県精神保健福祉センター 0229-23- <u>0021</u>
37	4-2-4 アルコール関連問題等の相談	宮城県精神保健福祉センター 0229-23-1603	宮城県精神保健福祉センター 0229-23- <u>0021</u>
44	4-4-4 保育所に子どもを預けるには	※2 これらの施設以外にも、認定こども園や事業所内保育、居宅訪問型保育があります。	※2 これらの施設以外にも、認定こども園や事業所内保育、居宅訪問型保育があります。 ※3 <u>3～5歳児、住民税非課税世帯の0～2歳の子どもは無償化の対象となります。</u>
45	4-4-5 一時的に保育所等に子どもを預けるには	《略》一時的に保育が必要になった場合、保育所や地域子育て支援拠点等で一時的に子どもを預かります。	《略》一時的に保育が必要になった場合、 <u>主として昼間において</u> 保育所や地域子育て支援拠点等で一時的に子どもを預かります。
46	4-4-8 里親制度	一般生活費(月額51,020円) 教育費(小学生月額2,170円, 中学生月額4,300円)	一般生活費(月額 <u>51,610円</u>) 教育費(小学生月額 <u>2,210円</u> , 中学生月額 <u>4,380円</u>)
55	4-5-4 ひとり親家庭の就業支援 宮城県高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	支給額 受講修了時給付金 受講費用の20% 合格時給付金 受講費用の40%	支給額 受講修了時給付金 受講費用の <u>40%</u> 合格時給付金 受講費用の <u>20%</u>
62	5-3 子どもからの相談窓口	教育相談(教育庁各課相談員, 専門家チーム等) 教育庁内に心のケア, いじめ及び不登校等についての相談窓口を設置しました。	教育相談(教育庁各課相談員, 専門家チーム等) 教育庁内に心のケア, いじめ及び不登校等についての相談窓口を設置しています。
63	5-5 被災児童生徒就学支援	○公立小・中学校 就学援助事業 対象者:被災により就学困難となった, 公立小・中学校(中等教育学校前期課程を含む)児童生徒	○公立小・中学校・義務教育学校 就学援助事業 対象者:被災により就学困難となった, 公立小・中学校(中等教育学校前期課程を含む)・義務教育学校児童生徒
65	5-6 宮城県立高等学校及び宮城県立中学校に係る入学金・入学者選抜手数料・寄宿舎料の免除	東日本大震災により被災された方々の, 令和2年度入学に係る入学者選抜手数料, 入学金及び令和2年度分の寄宿舎料が免除となります。 宮城県教育庁高校教育課就学支援チーム	東日本大震災により被災された方々の, 令和2年度中の入学者選抜手数料, 入学金及び寄宿舎料が免除となります。 宮城県教育庁高校教育課就学支援班
66	5-7 高等学校等育英奨学資金貸付	(事業年度:令和元年度) 4 貸付期間と貸付方法 (1)貸付期間:平成31年4月から令和2年3月 5 奨学金の償還について(令和元年度の場合) (2)年間収入見込額が, 340万円 宮城県教育庁高校教育課就学支援チーム	(事業年度:令和2年度) 4 貸付期間と貸付方法 (1)貸付期間:令和2年4月から令和3年3月 5 奨学金の償還について(令和2年度の場合) (2)年間収入見込額が, 350万円 宮城県教育庁高校教育課就学支援班
72	6-7 仙台弁護士会法律相談センター	◆法律相談センターでの無料法律相談実施中 仙台弁護士会では, 法律相談を実施しております。 東日本大震災時, 宮城県にお住まいだった方などを対象に, 県内各地(登米・大河原・古川・石巻・気仙沼)で実施しております(法人の相談を除く)。 震災に関する相談のほか, 交通事故, 債務整理, 相続, 離婚などに関するさまざまな相談(刑事事件は除く)が可能ですので, お気軽にご利用ください。 無料法律相談の対象者や制限など詳しくは, <u>お近くの</u> 下記までお問い合わせください。	◆法律相談センターでの無料法律相談実施中 仙台弁護士会では, 法律相談を実施しております。 東日本大震災時, 宮城県にお住まいだった方などを対象に, 県内各地(登米・大河原・古川・石巻・気仙沼)で実施しております(令和3年3月末日まで。法律相談・刑事事件の相談は除く)。 震災に関する相談のほか, 交通事故, 債務整理, 相続, 離婚などに関するさまざまな相談(刑事事件は除く)が可能ですので, お気軽にご利用ください。 無料法律相談の対象者や制限など詳しくは, 下記までお問い合わせください。

ページ	支援制度・支援策名	旧（更新前）	新（更新後）
72	6-7 仙台弁護士会法律相談センター	<p>(お問い合わせ先) 仙台弁護士会法律相談センター 仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階 毎週月曜日から金曜日(祝日を除く) 10時から15時 毎週土曜日(祝日を除く) 9時30分から12時 月・木曜日(祝日を除く) 17時30分から19時30分 お問い合わせは:022-223-2383 平日:9時から17時 月・木曜日:17時30分から19時30分 土曜日:9時30分から12時 事前予約が可能です。定員がありますので、出来るだけ事前にご予約ください。</p>	<p>(お問い合わせ先) 仙台弁護士会法律相談センター 仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館1階 月曜日から金曜日(祝日を除く) 10時から15時 土曜日(祝日を除く) 9時30分から12時 月・木曜日(祝日を除く) 17時30分から19時30分 お問い合わせは:022-223-2383 平日:9時から17時 月・木曜日:17時30分から19時30分 土曜日:9時30分から12時 定員がありますので、事前にご予約ください。</p>
73	6-7 仙台弁護士会法律相談センター	<p>(お問い合わせ先) 気仙沼法律相談センター 気仙沼市田中前1丁目6-1 毎週月・水曜日, 毎月第一・第三土曜日(祝日を除く)11時から15時 0226-22-8222(毎週月・水曜日, 毎月第一・第三土曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせは:022-223-2383 事前予約が可能です。定員がありますので、出来るだけ事前にご予約ください。 (022-223-2383)</p> <p>石巻法律相談センター 石巻市穀町12-18 駅前ビル4階 月曜日から金曜日(祝日を除く)13時から15時 毎週日曜日 10時から15時 0225-23-5451 事前予約が可能です。定員がありますので、出来るだけ事前にご予約ください。 (022-223-2383)</p> <p>登米法律相談センター 登米市登米町寺池桜小路89-1 桜テラス川内201 毎週水・金曜日(祝日を除く)10時から15時 0220-52-2348 (水・金曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせは:022-223-2383 事前予約が可能です。定員がありますので、出来るだけ事前にご予約ください。 (022-223-2383)</p> <p>古川法律相談センター 大崎市古川駅南3丁目15 泉ビルB101 毎週火・土曜日(祝日を除く)10時から15時 0229-22-4611 (火・土曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせは:022-223-2383 事前予約が可能です。定員がありますので、出来るだけ事前にご予約ください。 (022-223-2383)</p> <p>県南法律相談センター 柴田郡大河原町字町91番地 毎週火・木曜日(祝日を除く)10時から15時30分 0224-52-5898 (火・木曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせは:022-223-2383 事前予約が可能です。定員がありますので、出来るだけ事前にご予約ください。 (022-223-2383)</p>	<p>(お問い合わせ先) 気仙沼法律相談センター 気仙沼市田中前1丁目6-1 月・水曜日, 毎月第一・第三土曜日(祝日を除く)11時から15時 0226-22-8222(月・水曜日, 毎月第一・第三土曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383</p> <p>石巻法律相談センター 石巻市穀町12-18 駅前ビル4階 月曜日から金曜日(祝日を除く)13時から15時 日曜日 10時から15時 0225-23-5451 ※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383</p> <p>登米法律相談センター 登米市登米町寺池桜小路89-1 桜テラス川内201 水・金曜日(祝日を除く)10時から15時 0220-52-2348 (水・金曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383</p> <p>古川法律相談センター 大崎市古川駅南3丁目15 泉ビルB101 火・土曜日(祝日を除く)10時から15時 0229-22-4611 (火・土曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383</p> <p>県南法律相談センター 柴田郡大河原町字町91番地 火・木曜日(祝日を除く)10時から15時30分 0224-52-5898 (火・木曜日のみ) ※上記以外のお問い合わせ・ご予約は:022-223-2383</p>

ページ	支援制度・支援策名	旧（更新前）	新（更新後）
79	6-17 性暴力被害相談支援センター宮城	性暴力被害にあわれた方の支援を行っています。 女性相談員が電話や面接で相談を受けるほか、(中略)被害に伴う産婦人科受診費用などの助成を行います。 警察への届出について悩んでいる方への支援も行います。	性暴力被害にあわれた方やその御家族等の支援を行っています。 女性相談員が電話や面談で相談を受けるほか、(中略)被害に伴う医療機関受診費用____の助成などを行います。 警察への届出をしなくても、支援は受けられます。
79	6-17 性暴力被害相談支援センター宮城	○相談時間 (中略) ※土曜日は、男性相談員による男性の方のための相談も行います。	○相談時間 (中略) ※土曜日は、男性相談員による_____相談も行います。
81	お問い合わせ先一覧	(標題) お問い合わせ先一覧 (代表の番号となっている場合があります)	(標題) お問い合わせ先一覧
81	お問い合わせ先一覧 ○市町村	仙台市 FAX番号 022-214-8194	仙台市 FAX番号 022-224-4404
81	お問い合わせ先一覧 ○市町村	大崎市 電話番号 0229-23-2129 FAX番号 0229-23-2427	大崎市 電話番号 0229-23-2111 FAX番号 0229-23-9979
85	○災害公営住宅入居に関するお問い合わせ先	塩竈市 定住推進課 022-355-8349 気仙沼市 建築・公営住宅課 0226-22-3454 名取市 生活再建支援課 022-383-6238 多賀城市 都市計画課 022-368-1141 内線422 岩沼市 施設管理課 0223-22-1111 内線432 大崎市 建築住宅課 0229-23-8057 涌谷町 建設課 0229-43-2129	塩竈市 定住推進課 022-364-1126 気仙沼市 住宅課 0226-22-6600 内線485 名取市 都市計画課 022-384-2111 内線204, 205 多賀城市 都市計画課 022-368-1141 内線421, 423 岩沼市 施設管理課 0223-22-1111 内線433 大崎市 建築住宅課 0229-23-2108 涌谷町 建設課 0229-43-2129 内線613
85	○市町防災集団移転などに関するお問い合わせ先	石巻市 集団移転推進課 0225-95-1111(内線5489) 塩竈市 復興推進課 022-355-6593 気仙沼市 住宅支援課 0226-22-6600(内線594) 女川町 復興推進課 0225-54-3131(内線621)	石巻市 集団移転推進課 0225-95-1111(内線5482) 塩竈市 都市計画課 022-364-2510 気仙沼市 住宅課 0226-22-6600(内線428) 女川町 復興推進課 0225-54-3131(内線614)
86	○市町がけ地近接等危険住宅移転事業に関するお問い合わせ先	気仙沼市 住宅支援課 0226-22-6600(内線593) 南三陸町 保健福祉課 0226-29-6451	気仙沼市 住宅課 0226-22-3426 南三陸町 建設課 0226-46-1382
87	○総合労働相談コーナー(若者相談コーナー併設)	気仙沼 総合労働相談コーナー(ハローワーク気仙沼内) 0226-41-6725	気仙沼 総合労働相談コーナー(石巻労働基準監督署 気仙沼臨時窓口内) 0226-25-6921
87	○総合労働相談コーナー(若者相談コーナー併設)	石巻 総合労働相談コーナー(石巻労働基準監督署内) 0225-22-3365	石巻 総合労働相談コーナー(石巻労働基準監督署内) 0225-22-3366